

平成27年1月26日

## 子ども・子育て支援新制度における保育料の設定について(素案)

### 1 国の基本的考え方

- 新制度における利用者負担(保育料)は、現行の認可保育所・幼稚園の保育料水準を基に、国が定める限度額の範囲内で、各基礎自治体において保育施設(認可保育所、地域型保育事業等)並びに幼稚園(区立子供園等を含む)の施設種別ごとに、応能負担による保育料を設定する。
- 保育料の所得階層基準は、各基礎自治体が主体的に捕捉可能な「区民税所得割額」とし、各世帯の保育料の算定は年2回に分けて決定する(4月～8月は前年度の区民税を基に、9月～翌年3月は6月に確定する当該年度の区民税を基に算定)。
- なお、保育施設(認可保育所、地域型保育事業等)の保育料は、保育標準時間(1日11時間まで)と保育短時間(1日8時間まで)の2区分の保育料を設定することとし、保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料の概ね98.3%とする。

### 2 区の保育料設定の基本的視点

- 国の基本的考え方を踏まえつつ、平成27年度については、新制度の円滑な移行を図ることに主眼を置いた保育料の設定を行う。
- その上で、平成28年度以降の保育料については、ニーズに応じた保育定員の量的確保を図ることを前提に、改めて実行計画に基づく「保育施設等の利用者負担の適正化」を実施することとする。

### 3 保育施設の保育料について 【別紙1：保育施設の保育料】

- 現在の認可保育所の保育料体系(3歳未満児、3歳児、4歳以上児の3区分。それぞれ29階層)を踏襲しつつ、所得階層基準の変更(所得税額から区民税所得割額)に伴う影響を最小限に抑えた階層ごとの税額区分を設定する。
- 29階層の現行保育料を保育標準時間の保育料とし、それぞれ概ね98.3%に相当する額を保育短時間の保育料とする。

### 4 私立幼稚園の保育料について 【別紙2：私立幼稚園の保育料】

- 私立幼稚園の保育料体系は、私立幼稚園保護者補助金の階層区分と一定の均衡を図る観点から、現行の7区分による所得階層区分とする(国の設定は5区分)。
- 新制度に移行する私立幼稚園(平成27年度2園)の保育料設定にあたっては、移行しない幼稚園(38園)との実質的な保育料負担が均衡するよう考慮する。
- なお、私立幼稚園に対する補助制度については、今後の国・都の動向を踏まえて必要な対応を図ることとする。

### 5 区立子供園の保育料について

#### (1)長時間保育 【別紙3：区立子供園(長時間保育)の保育料】

- 保育施設の保育料(4歳以上児の保育標準時間・保育短時間)との均衡を考慮し、当該保育料と同額とする。

#### (2)短時間保育 【別紙4：区立子供園(短時間保育)の保育料】

- 新制度に移行する私立幼稚園の保育料との均衡を考慮した保育料設定とする。